

ID: 203

担当部署: 上下水道課

処分の概要	原状回復の指示		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町下水道条例 第29条第2項		
例 規 番 号	平成10年条例第35号		
【基準】			
第29条の規定による。 (原状回復)			
第29条 第26条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。			
2 町長は、第26条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日